

岩手県企業局管理規程第4号

県営工業用水道ろ過規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年3月29日

岩手県企業局長 千葉 勇 人

県営工業用水道ろ過規程の一部を改正する規程

県営工業用水道ろ過規程（昭和59年岩手県企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(ろ過の対象)</p> <p>第2条 ろ過は、<u>基本ろ過水量</u>が100立方メートル以上の者に対して行うものとする。</p> <p>(使用水量の決定)</p> <p>第8条 管理者は、毎月別に定める日に量水器を点検し、<u>当該</u>月の前月分の使用水量を決定するものとする。</p> <p>2 量水器の故障等により、使用水量が明らかでないときは、<u>管理者がこれを決定するものとする。</u></p> <p>3 管理者は、前2項の規定により決定した使用水量を、<u>使用者に通知するものとする。</u></p> <p><u>(超過料金の算定)</u></p> <p>第10条 <u>超過料金の月額</u>は、<u>基本ろ過水量を超えて使用した1日当たりの水量のその月の合計水量に条例別表に掲げる超過料金の額を乗じて得た額とする。</u></p>	<p>(ろ過の対象)</p> <p>第2条 ろ過は、<u>管理者がろ過して給水することとした1日当たりの水量</u>（以下「<u>基本ろ過水量</u>」という。）が100立方メートル以上の者に対して行うものとする。</p> <p>(使用水量の決定)</p> <p>第8条 管理者は、毎月別に定める日に量水器を点検し、<u>その</u>月の前月分の使用水量（以下この条において「<u>前月分の使用水量</u>」という。）を決定するものとする。</p> <p>2 量水器の故障等により、<u>前月分の使用水量</u>が明らかでないときは、<u>当該使用者の使用実績その他の事情を考慮して</u>管理者がこれを決定するものとする。</p> <p>3 管理者は、前2項の規定により決定した<u>前月分の使用水量</u>を使用者に通知するものとする。</p> <p><u>(使用料金の算定)</u></p> <p>第10条 <u>使用料金の月額</u>は、その月分の使用水量（条例第3条第3項第2号の水量のその月分の合計水量をいう。）に条例別表に掲げる使用料金の額を乗じて得た額とする。</p> <p><u>(料金の免除に係る特別の事情等)</u></p> <p>第11条 条例第4条の特別の事情は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>事故若しくはろ過施設の故障又はこれらに準ずる事由の発生（使用者が受水に係る事業場を休止している期間に係るものを除く。）</u></p> <p>(2) <u>管理者が施行するろ過施設の拡張、改造、修繕等の工事及び保守点検（使用者が受水に係る事業場を休止している期間に係るものを除く。）</u></p> <p>2 <u>管理者が条例第4条の規定に基づき料金の免除をする場合における当該免除をする金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。ただし、管理者が公益上その他特別の理由があると認めて料金の免除をする場合における当該免除をする金額は、管理者がその都度適当と認めた額とする。</u></p> <p>(1) <u>ろ過して給水することを制限した場合 基本ろ過水量の24分の1の水量に当該制限に係る時間数を乗じて得た水量から当該制限に係る時間にろ過して給水した水量を減じ</u></p>

<p>(ろ過の停止処分)</p> <p><u>第11条</u> 管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、ろ過を停止することがある。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>第12条</u>において準用する<u>県営工業用水道供給規程</u>（昭和53年岩手県企業局管理規程第8号。以下「供給規程」という。）第9条第2項から第5項までに規定する手順を経ないで工事を施行したとき。</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>(準用)</p> <p><u>第12条</u> 供給規程第5条の規定はこの規程に基づく権利又は義務について、供給規程第9条第2項から第6項までの規定は量水器について、供給規程<u>第20条</u>の規定はろ過料金について、供給規程<u>第22条</u>の規定は書類の提出について準用する。</p>	<p><u>て得た水量（当該水量に1立方メートルに満たない端数がある場合はこれを切り捨てるものとし、当該水量が1立方メートルに満たない場合は1立方メートルとする。）に、</u> <u>条例別表に掲げる基本料金の額を乗じて得た額</u></p> <p>(2) <u>ろ過して給水することを停止した場合 基本ろ過水量の24分の1の水量に当該停止に係る時間数を乗じて得た水量（当該水量に1立方メートルに満たない端数がある場合はこれを切り捨てるものとし、当該水量が1立方メートルに満たない場合は1立方メートルとする。）に、</u> <u>条例別表に掲げる基本料金の額を乗じて得た額</u></p> <p>3 <u>前項各号の制限又は停止に係る時間数は、1時間を単位として算定し、その時間数に1時間に満たない端数があるとき、又はその全時間数が1時間に満たないときは、その端数又はその全時間数を切り捨てるものとする。この場合において、当該制限又は停止の始期及び終期は、当該制限又は停止の事由、故障の発生箇所等を総合的に勘案し、合理的と認められる範囲において、管理者がその都度決定する。</u></p> <p>4 <u>管理者は、条例第4条の規定に基づき料金の免除をするときは、その旨を使用者に通知するものとする。</u></p> <p>(ろ過の停止処分)</p> <p><u>第12条</u> 管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、ろ過を停止することがある。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>次条</u>において準用する<u>県営工業用水道供給規程</u>（昭和53年岩手県企業局管理規程第8号。以下「供給規程」という。）第9条第2項から第5項までに規定する手順を経ないで工事を施行したとき。</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>(準用)</p> <p><u>第13条</u> 供給規程第5条の規定はこの規程に基づく権利又は義務について、供給規程第9条第2項から第6項までの規定は量水器について、供給規程<u>第21条</u>の規定はろ過料金について、供給規程<u>第24条</u>の規定は書類の提出について準用する。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。